

業務用冷凍空調機器ユーザによる

# 簡易点検の手引き

改正フロン法対応（フロン類の漏えい点検）

TI-COOL編



## 1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言って、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンは、大気に放出するとCO<sub>2</sub>の数千倍もの「地球温暖化」に与える影響が大きく、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：改正フロン法）と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちと管理しよう』ということになりました。

この改正フロン法では、フロン類を製造する「フロンメーカー」、フロン類を使用する冷凍空調機器を製造する「機器メーカー」、そして、フロン類を使用する冷凍空調機器を使用している「機器ユーザー」に、国が「判断の基準」を定め、各当事者のその遵守を求めるものとなっています。

※経産省・環境省・日設連発行「簡易点検の手引き」より引用

## 2. 簡易点検について

### (1) 対象機器と点検頻度

全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を**四半期に1回以上行う**よう定められており、TI-COOLも該当します。

また、TI-COOLは一般的には冬季は使用しない場合が想定されますが、未使用期間中も「簡易点検」は行う必要があります。

### (2) 点検者

「簡易点検」は、**機器ユーザーが自ら実施**することが求められています。

レンタル機器の場合は、一般的にはレンタル会社に「簡易点検」の実施が求められますが、簡易点検のためだけに人員を派遣しなくても、別の用件があった場合に入念に点検するなど、可能な範囲での簡易点検が求められています。なお、レンタル会社から使用者などに簡易点検を委託した場合も、レンタル会社による簡易点検の実施とみなすことができます。

### (3) 簡易点検要領

基本的には「**点検者が安全で容易にできる外観目視点検**」を実施することになります。

機器が防護柵がない屋根に設置されている場合や、長い脚立を使用しないと点検できない場合などは、危険ですので専門業者に点検を依頼してください。

詳細は、次頁以降に点検要領を示します。

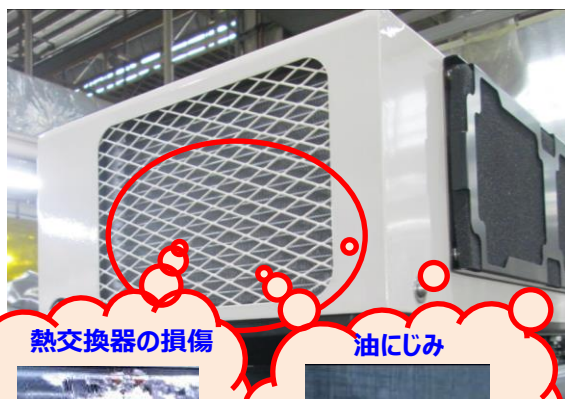
### (4) 点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに専門業者に点検・修理を依頼してください。

また、点検結果は記録し、**機器を廃棄した後も3年間保存**する必要があります。

# 【簡易点検(漏えいチェック)の方法】

## (1) 本体ユニットの外観を目視点検する



熱交換器の損傷



油にじみ



①熱交換器の損傷・油にじみ・腐食の有無を確認する

(安全で容易に確認ができる場合)

②本体の傷・錆 有無を確認する

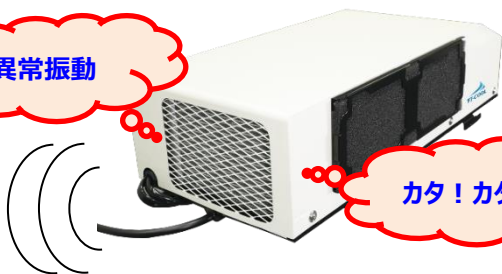
(安全で容易に確認ができる場合)

熱交換器の腐食



## (2) 機器の運転状態を確認する

異常振動



カタ!カタ!

①本体ユニットの異常振動有無を確認する

(安全で容易に確認ができる場合)

②本体ユニットの異常音有無を確認する

(安全で容易に確認ができる場合)

・異常音の例「カタ! カタ!」

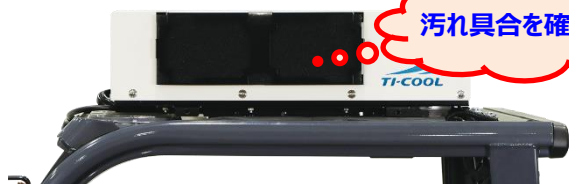
### 【注意】

周囲温度が使用条件範囲 (温度/湿度: 15℃/50%~40℃/60%) 外の場合は、本体が動作しない可能性がございますのでご注意ください

# 【本体の維持管理のために】

## (1) フィルターのこまめな清掃

汚れ具合を確認



①濡れタオルやウエットティッシュ等でフィルター表面の汚れをふき取る

②汚れが目立ってきたり、風量が弱くなったと感じた時は、適宜フィルターを取外して水洗いする

### 【ワンポイントアドバイス】

・交換用エアフィルターをご用意しております  
汚れが落ちにくくなったり、臭気・破損が発生したら交換を推奨します  
(交換目安: 1シーズン毎)

・冬季のシーズンオフなどに本体に被せて使用できる  
「本体カバー(別売品)」をご用意  
汚れや埃から本体をガードすることで、  
本体外装やフィルター部を清潔に保つことができますので、ぜひご活用ください

